

職員の懲戒処分について

標記の件について、下記の通り職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1. 当該職員 高幡消防組合津野山分署 消防司令補 50代 男性
2. 処分年月日 令和6年4月10日
3. 処分量定 停職12ヶ月

4. 事案概要

当該職員は、仕事の上の有利な立場を利用し、令和4年1月から令和5年4月まで長期間、複数回にわたり職場の上司である50代消防司令補に、自身及び他の職員の飲み会の代金を支払うように強要する等、パワーハラスメントに該当する行為を行うことにより、上司の人権と尊厳を傷つけ、精神的苦痛を与えたもの。

また、当該職員は、上司以外の複数の職員に対しても運転手役の強要等の行為を長期に渡って繰り返し、職員に不安感を与え、職場環境を悪化させたもの。

5. 処分根拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
同法第32条、同法33条
高幡消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条
6. 管理監督者責任 高幡消防組合消防本部 消防長：減給10%1ヶ月
高幡消防組合津野山分署 分署長：減給10%1ヶ月
高幡消防組合津野山分署 副分署長：訓告

7. 高幡消防組合 池田洋光組合長のコメント

住民の安心と安全を守る立場にある消防職員がこのような不祥事を起こしたことについて、深くお詫びを申し上げます。

この度のことを重く受け止め、厳正に処分を行いました。

高幡消防組合は、基本的には自治体を跨ぐ署所間の人事異動が行われていないことから、分署内で一個人に権力が集中してしまったことが一つの原因であり、内部での長期にわたる不適切な出来事が確認できていなかった。

改めて、ハラスメント防止に関する取り組みを強化するとともに、今回を契機に組織の風土や組合の体質改善に取り組み、良好な職場環境の構築を目指して参ります。